

こども大綱・こども計画について

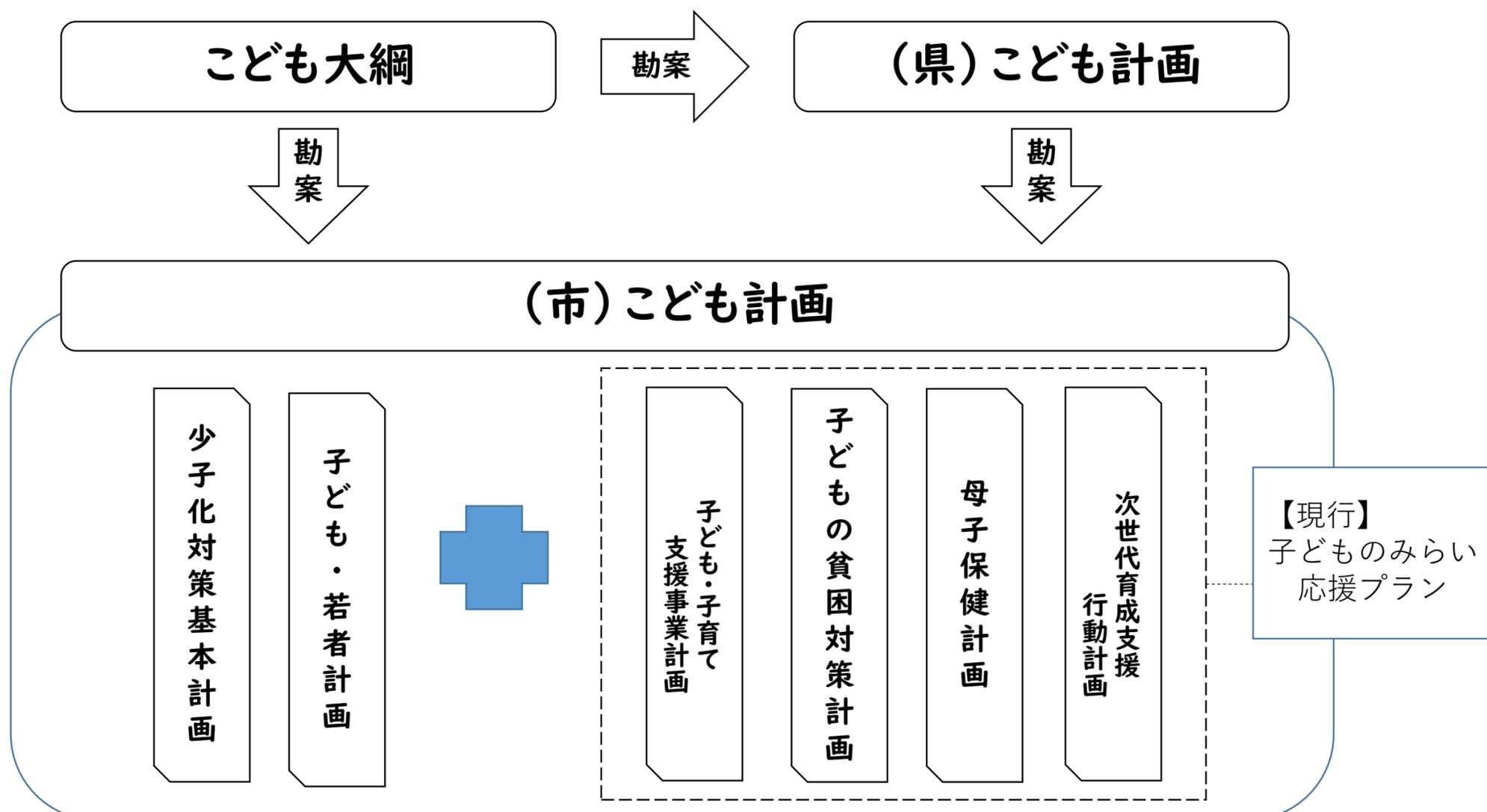
○こども大綱とは

- こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

○こども計画とは

- こども基本法10条において、市町村は国が定める「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。
- 国は「市町村こども計画」について、「子ども・子育て支援法」に基づいて策定した「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定可能としており、本市において一体的な計画策定を行います。

■ 今回の計画



〇こどもに関する取組で国が大事にすること

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護**が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）**で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望の形式と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

こども施策に関する重要事項

ライフステージを通して重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 など

ライフステージ別の重要事項

- 幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援・校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- 地方公共団体等における取組促進
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（エビデンスに基づく政策立案）
- こども・若者、子育て当事者に関する人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討